

# 1 情報公開審査会答申の概要

## 情報公開審査会答申第 568 号の概要

件名	特定学校法人の教科書不存在の件（諮問第 621 号）		
請求文書の概要	特定の学校法人（以下「本件学校」という。）から借用した教科書の実物（以下「本件教科書」という。）		
請求年月日	平成 23 年 10 月 7 日	諾否決定年月日	平成 23 年 10 月 18 日
諾否の決定内容	公開拒否決定 （文書不存在）	実施機関	知事（学事振興課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	本件教科書は、既に所有者に返却しており存在しない。		
不服申立年月日	平成 23 年 11 月 8 日		
不服申立ての趣旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 前知事が教育内容の是正を求め、これを本件学校側も修正するという約束をしており、平成 23 年 5 月の私立学校現況調査時にも本件学校から改訂した部分の教科書の写し（以下「改訂部分の写し」という。）が提出されている。教科書の提出が私立学校経常費補助金の交付要件になっていないとする実施機関の説明には整合性がない。</li> <li>2 教科書の借用経緯について、本件学校側から本件教科書提出の意向があり、その場で本件教科書と改訂部分の写しが同一のものであることを確認したのであれば、その場で返却すべきである。</li> <li>3 本件教科書が、公開請求時点で返却されていたのであれば、その旨を請求人に説明すべきである。公開請求を受けて慌てて返却したのではないか。</li> </ol>		
諮問年月日	平成 23 年 11 月 14 日		
審査会の結論	<p>行政文書に本来当たらない教科書の実物について、行政文書の不存在を非公開理由としたことは不適切であり、実施機関は、不服申立人に対し行政文書に当たらないことを非公開理由として説明すべきであった。</p>		
審査会の判断理由	<p>（本件教科書について） 本件教科書は、特定の学校法人から提出された教科書の実物である。</p> <p>（本件教科書の行政文書該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 3 条は、公開請求の対象とされる行政文書とは「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう」と規定している。</li> <li>2 当審査会において本件教科書の提出義務について確認したところ、私立学校経常費補助金交付要綱及び私立学校経常費補助金交付要領において、教科書の提出義務に当たる規定は認められなかった。また、実施機関は、改訂部分の写しを行政文書として既に管理しており、本件学校からの申出を受けて、改訂部分の内容の確認のため本件教科書を一時的に借用することとしたとの説明に不合理な点は認められない。さらに、本件教科書は、理事長が自主的に持参したものであり、返却期限など返却の約束を行っているとの実施機関の説明にも不合理な点は認められない。</li> </ol> <p>以上のことから、本件教科書に対し、実施機関に管理等の権限があったものと認めることはできない。したがって、本件教科書は、条例第 3 条にいう行政文書には当たらない。</p> <p>（本件教科書の不存在について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施機関は、本件学校から本件教科書を一時的に借用したが、返却期限にしたがって本件教科書を返却したことから、本件請求の時点で本件教科書は存在しなかったと説明している。</li> <li>2 公開請求時点において、本件教科書が既に返却されていたと推認し得る根拠がある一方で、他にこれを覆すに足る事情は認められないことから、本件教科書は存在しないとの実施機関の説明は、不合理とはいえない。</li> </ol> <p>（理由の記載について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施機関は、本件請求に係る非公開理由を、（本件教科書の行政文書該当性について）における判断のとおり本来行政文書に当たらないため非公開とすべきところ、本件教科書が存在しないことをもってその非公開理由として記載した。</li> <li>2 したがって、本件請求に係る非公開理由の記載内容は適切ではなかったと言わざるを得ず、実施機関は、不服申立人に対し、行政文書に当たらないことを非公開理由として説明すべきであった。</li> </ol>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(公開請求時の対応について)</p> <p>1 不服申立人は、公開請求時点で本件教科書が存在しないのであれば、実施機関は請求書受付時に状況を説明するべきであったし、受け付けた職員が所属に戻って事実を知ったのであればその時点で連絡するべきである旨主張している。</p> <p>一方、実施機関は、請求を受け付けた時点で、対応した職員は返却の事実を知っていたが、その事実を伝えていいものかその場で判断が付かなかったため、本件教科書の存否について情報提供を行わず請求を受け付けたと説明している。</p> <p>2 本県の情報公開の運用手続においては、「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」第9条関係2(7)に記載のとおり、明らかに管理していない文書に該当すると認められる場合はその旨の案内をすることとされているが、その一方で、適法な情報公開請求書が提出されたときは、法令の求める審査・応答を拒否することなく請求書を受理し、法令にのっとりた手続を進めることが求められている。したがって、実施機関は、要件の整った請求書が提出されている以上、請求書を受理し、手続を進めざるを得なかったことから、実施機関の対応は形式的には適切であった。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成24年9月3日(答申第568号)</p>

情報公開審査会答申第 569 号の概要

件名	110 番音声記録公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第 623 号）		
請求文書の概要	特定の日特定の携帯電話番号（以下「本件電話番号」という。）から通報された 110 番音声記録（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 23 年 12 月 12 日	諾否決定年月日	平成 23 年 12 月 21 日
諾否の決定内容	存否応答拒否	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号、第 4 号及び第 8 条		
非公開理由	<p>1 本件電話番号から 110 番通報がされたか否かに係る情報（以下「本件情報」という。）は、特定の個人が識別される情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。 本件情報は、人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予想される状態が存在しているとは認められず、条例第 5 条第 1 号ただし書エに該当しない。</p> <p>2 本件情報は、これが公開されれば、110 番通報に対する信頼が失われ、事件等の発生に際して県民が警察への通報をためらうようになるなど、事件の認知及び事案処理等に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 5 条第 4 号に該当する。</p> <p>3 本件に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）は、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるため、条例第 8 条に該当する。</p>		
不服申立年月日	平成 24 年 1 月 10 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>1 本件行政文書は、不服申立人の音声であるから公開しても誰の不利益にもならず、公開を拒否できないはずである。</p> <p>2 仮に本件電話番号で不服申立人以外の者から通報された場合、通話料の負担のほか金銭的に計算できない損害を受けたことから、条例第 5 条第 1 号ただし書エに該当する。</p> <p>3 通報者の秘密を守り、通報者との信頼関係を維持することは、情報公開請求者が不服申立人である以上理由付けにはならない。</p> <p>4 神奈川県個人情報保護条例に基づく開示請求において実施機関は通報自体を認めているのに、文書の存否自体を回答することはできないとは理解できるものではない。</p>		
諮問年月日	平成 24 年 1 月 18 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書について、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 1 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報と認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について 本件情報をみだりに公開されないという保護利益を上回るほどの生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予想される状態が存在しているとは認められず、本件情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書エに該当しないと判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 4 号該当性について） 特定の通報者に関する情報が公開されれば、通報者等の秘密を守るという信頼関係に基づき成立している 110 番通報に対する信頼が失われ、事件等の発生に際して県民が警察への通報をためらうようになるなど、事件の認知及び事案処理等に重大な支障を及ぼすおそれがある。したがって、本件情報を公開することにより、110 番通報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 5 条第 4 号に該当する。</p> <p>（条例第 8 条該当性について） 本件請求は、本件電話番号を示して 110 番通報した際の音声記録の公開を求めるものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件情報が明らかとなり、条例第 5 条第 1 号及び第 4 号に規定する非公開情報を公開することとなるものと認められることから、条例第 8 条に該当すると判断する。</p>		
答申年月日	平成 24 年 9 月 3 日（答申第 569 号）		

情報公開審査会答申第 570 号の概要

件名	車両駐車状況報告事務に係る規則公開の件（諮問第 625 号）		
請求文書の概要	神奈川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が警察署長から車両の駐車に関する状況の報告を受ける事務（以下「本件事務」という。）を神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に取り扱わせる旨を規定した公安委員会の規則		
請求年月日	平成 24 年 2 月 20 日	諾否決定年月日	平成 24 年 3 月 2 日
諾否の決定内容	公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条項	—		
非公開理由	—		
不服申立年月日	平成 24 年 3 月 12 日（收受）		
不服申立ての趣旨	<p>1 公安委員会の権限に属する事務の代行処理に関する規程（以下「本件行政文書」という。）の別表（以下「本件別表」という。）には、道路交通法（以下「道交法」という。）第 51 条の 4 第 3 項（以下「第 3 項」という。）に関する記載が何らがないため、実施機関が本件行政文書を特定したことは、誤りである。</p> <p>2 公安委員会と警察本部長との関係は、前者が後者を管理する関係にある別組織であり、権限を委譲するためには、法令等により明確に定められる必要がある。本件別表には本件事務の条項の記載がなく、警察本部長が本件事務の代行処理の権限を受けていないことは明らかである。</p> <p>3 警察本部長が、本件行政文書において納付命令書の送付事務に係る代行処理の権限を受けたことをもって、放置違反金の納付命令事務について包括的に代行処理の権限を受け、その権限に本件事務も含まれると拡大解釈することは許されない。</p> <p>4 本件行政文書からは、放置違反金の納付命令や本件事務まで代行処理を指示しているとは読めない。</p> <p>5 行政処分を法律の委任もなく代行処理させることは違法であると考えられ、放置違反金の納付命令も弁明書の提出を伴う不利益処分であるから、警察本部長の代行処理は違法である。</p>		
諮問年月日	平成 24 年 3 月 21 日		
審査会の結論	実施機関が公開請求の対象となる行政文書として本件行政文書を特定し公開したことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件請求対象文書の特定について）</p> <p>1 当審査会において確認したところ、放置違反金の納付命令事務について法令には代行処理を禁ずる旨の規定はないことから、公安委員会において内部的な事務処理方法を指示できると認められる。</p> <p>2 当審査会において、放置違反金の納付命令事務に係る道交法第 51 条の 4 の各項の規定内容と本件別表に記載されている同条の各項の内容欄とを比較検討したところ、規定に基づく事務の内容が内部の意思決定にとどまることが明らかな同条第 16 項の項を除き、意思決定等を最終的に外部に表示する場面における具体的な事務の内容が統一的、網羅的に各内容欄に記載されていることが認められる。</p> <p>本件別表の記載形式から、公安委員会は、放置違反金の納付命令に係る前記各項に基づく事務について、意思決定から表示行為等までを一連の事務として警察本部長において代行処理することを指示しているものと解されるのは、平成 24 年 2 月 6 日付け神奈川県情報公開審査会答申第 565 号でも示したとおりである。</p> <p>3 第 3 項の規定は、警察署長から公安委員会への報告を定めているだけであり、意思決定を行うための事前行為であると認められ、また、意思決定等を外部に表示する行為にも当たらない。第 4 項の規定内容、及び第 3 項の報告事務は、本件行政文書の条項欄には表記されていないが、本件別表の「第 4 項」、「納付命令書の送付」とした事務に含まれているとの実施機関の説明は妥当であると認められる。</p> <p>4 以上のことから、本件行政文書は不服申立人が求める趣旨の文書であり、実施機関が本件行政文書を特定し公開したことは、妥当であると判断する。</p>		
答申年月日	平成 24 年 12 月 4 日（答申第 570 号）		

情報公開審査会答申第 571 号の概要

件名	特定学校法人の財務計算に関する書類一部非公開の件（諮問第 624 号）		
請求文書の概要	特定の学校法人（以下「本件学校法人」という。）が神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出した財務計算に関する書類（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 23 年 11 月 27 日	諾否決定年月日	平成 23 年 12 月 1 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（学事振興課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 2 号		
非公開理由	<p>本件学校法人が知事に提出した本件行政文書に記載された小科目については、学校法人が学校運営の自主性に基づき独自に設定することが認められているが、各学校法人は、独自に工夫した学校経営を行っており、小科目を公開した場合、学校法人の経営方針やノウハウ等が詳細に把握され、学校法人に不利益を与えることが懸念されることから、条例第 5 条第 2 号に該当する。</p> <p>貸借対照表の大科目に相当する科目以外の科目名及び金額等については、学校法人の資産、負債の詳細を記載していることから、これらの科目名及び金額を公開することにより、学校法人の財務状況が詳細に把握され、本件学校法人に明らかに不利益を与えると認められるため、同号に該当する。</p>		
不服申立年月日	平成 24 年 1 月 17 日（收受）		
不服申立ての趣旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件学校法人では、私立学校の自主性の一言で何をしてもいいかのように説明している一方で、私立学校法（以下「私学法」という。）で求めている財産目録等の閲覧請求に対しては全く応じない。非公開等理由説明書によると、「学校法人の経営方針やノウハウ等が詳細に把握される」ためだとされているが、公開できない部分の情報を見て分かる「経営方針やノウハウ」とはどのようなものであるのか理解できない。</li> <li>2 公立の幼稚園がない地域においては、幼稚園に行こうと思えば必ず私立になってしまう。このような限りない私立学校の自主性を認めることは公の利益にならない。</li> <li>3 これから幼稚園を選ぶ保護者の利益を考慮し、個別の事情を加味した判断を求める。</li> </ol>		
諮問年月日	平成 24 年 1 月 30 日		
審査会の結論	<p>本件学校法人の平成 22 年度の財務計算に関する書類（資金収支計算書、資金収支内訳書、人件費支出内訳書、消費収支計算書、消費収支内訳表、貸借対照表及び表紙）のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。</p> <p>ア 貸借対照表のうち、中科目に相当する科目の科目名及び金額</p> <p>イ 貸借対照表のうち、欄外記載部分及び別紙の標題</p>		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 2 号本文該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校法人は、教育事業という公共性の高い事業を行うことを目的としているが、一方でその学校運営については、自主性が尊重されなければならないことがうかがえる。</li> <li>2 本件行政文書に係る情報のうち、大科目に相当する情報は、「学校法人会計基準」（昭和 46 年 4 月 1 日文部省令第 18 号）においても、神奈川県が定める「改訂版 学校法人会計処理の手引き」（平成 19 年 4 月）においても追加及び変更ができない科目として公表されていることが認められる。</li> <li>3 これに対し、資金収支計算書、資金収支内訳書、消費収支計算書、消費収支内訳表及び貸借対照表の小科目に相当する情報は、学校運営の自主性に基づく学校法人独自の科目を記載していることが認められる。</li> </ol> <p>また、私立学校は、少子化による生徒数の減少により学校間の競争関係が激化しており、今後も厳しい状況が続くことが予想される。そのため、各学校法人が独自の特徴を打ち出した学校経営を行い、このような状況に対応していることを考えると、これらを公開することにより学校法人の独自の経営方針やノウハウ等が把握され、学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることは神奈川県情報公開審査会答申第 62 号で示したとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 ただし、貸借対照表の中科目の金額については、それを構成する小科目の金額に比べて大まかな情報であり、開示したとしても学校法人の経営状態を細部にわたるまで示すものではなく、本件学校法人の経営方針等をうかがい知ることのできるものとは認められない。</li> </ol>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>さらに、貸借対照表の欄外記載部分は、「注記」が別紙にあることを示すにすぎず、およそ貸借対照表に「注記」がないことは想定されないことから、本件学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、貸借対照表の別紙である「注記」の標題部分についても、欄外記載部分と同様に「注記」があることを示すにすぎないことから、本件学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>5 人件費支出内訳書は、資金収支計算書に記載されている大科目である人件費に係る小科目の詳細及び金額を記載したものである。これらを公開した場合、学校法人が具体的にどのように人件費を振り分け、支出しているのかが把握され、これらの記載内容を他の学校法人の人件費の水準と比較することにより、学校法人の経営実態を詳細に把握することが可能であり、本件学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。</p> <p>6 以上のことから、貸借対照表の中科目に相当する科目の科目名及び金額、欄外記載部分及び別紙の標題については、公開することにより、本件学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第5条第2号本文に該当しないが、その他の部分については、公開することにより、本件学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められ、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。(条例第5条第2号ただし書該当性について)</p> <p>本件情報は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当するとは認められず、条例第5条第2号ただし書に該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 25 年 1 月 31 日 (答申第 571 号)</p>

情報公開審査会答申第 572 号の概要

件名	聴取概要調書一部非公開の件（諮問第 619 号）		
請求文書の概要	神奈川県知事（以下「知事」という。）が、諮問第 607 号及び 613 号について、神奈川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の際に実施機関に対して行った聴取の際に作成された文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 23 年 7 月 22 日	諾否決定年月日	平成 23 年 8 月 2 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（情報公開課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	審査会が行う事務又は事業に関する情報であり、公開することにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。		
不服申立年月日	平成 23 年 9 月 22 日		
不服申立ての趣旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務又は事業に具体的にどのような支障があるか、また、どの程度のおそれがあるか明らかでない。</li> <li>2 諮問中の案件に対して、不服申立人が主張立証を尽くすため必要があることを知った上での非公開処分は、不当である。</li> <li>3 過去に同様の文書が公開されており、今回一部非公開とするのは不合理である。</li> </ol>		
諮問年月日	平成 23 年 9 月 28 日		
審査会の結論	本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 4 号該当性について）</p> <p>一般に、不服申立人の意見陳述や実施機関の説明の聴取概要記録等審査会の審議に必要な資料（以下「審査会審議資料」という。）は、審議の内容や変遷がある程度把握できる文書である一方、当該資料だけでは審議内容、過程をすべて把握できるというものではない。審査会の意義や実情について正確な理解を持たない第三者がこれを見ても、答申への理解が深まるとは限らず、かえって誤解を招くおそれがあり、その結果、答申の公正性、客観性に疑いを抱かせ、答申に対する信頼を失わせるおそれがある。</p> <p>また、審査会の調査審議手続が不服申立手続の一環をなすことから、審査会審議資料を公開すると、不服申立人その他の関係者が、答申の公正性、客観性について一面的な非難等をするおそれがないとはいえず、審査会の審議において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあると認められる。</p> <p>これらのことから、審査会審議資料は、議事概要として公表される期日等の客観情報や審査会が公開すべきと判断したものを除き、これを公開することにより、審査会の調査審議に支障が生じ、審査会の事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあることから、条例第 5 条第 4 号に該当し、基本的に非公開とすべきと認められる。</p> <p>本件行政文書のうち非公開とされた情報（以下「本件非公開情報」という。）は、実施機関に対する聴取内容が記載されており、審査会の調査審議に関わる情報であることが認められる。</p> <p>したがって、本件情報を公開することにより、審査会の調査審議に支障が生じ、審査会の事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあることから、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。</p> <p>（不服申立人への審査会審議資料の提供について）</p> <p>不服申立人の弁明・反論の機会は、条例及びこれに基づく審議要領に基づき、実施機関から審査会に提出された非公開等理由説明書の写しの送付、これに対する意見書の提出機会の提供、口頭意見聴取の機会の提供、陳述書の受理などにより、得られている、と判断する。また、不服申立人には、条例第 21 条による実施機関提出資料の閲覧等も認められている。これらのことから、弁明・反論の機会が侵害されているとは認められない。</p> <p>一方、不服申立人に対する審査会審議資料の情報公開請求によらない情報提供については、不服申立人の理解促進に寄与すると認められ、かつ審査会審議に特段の支障を来さないと審査会が認めたものについては、情報公開請求において非公開とされる部分についても、審査会が不服申立人に情報提供することは問題ないものである。</p>		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>(前回請求との整合性について)          前回請求では諮問第 581 号、第 582 号及び第 583 号に係る聴取記録を全部公開していることが認められるが、これは、請求者が不服申立人であることを考慮した上で、審査会の審議に特段の支障がないと認められた情報を公開したもので、結果として全部公開となったものである。          本件処分は、上記答申において、情報公開請求においては請求者の区別は考慮されないものとしたことを踏まえ、不服申立人の理解促進などの事情斟酌を排して公開の適否を判断したものであり、本件非公開情報は上記（条例第 5 条第 4 号該当性について）のとおり情報公開請求においては条例第 5 条第 4 号に該当し非公開とすべきと認められるので、本件処分は妥当であると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 25 年 3 月 11 日（答申第 572 号）</p>

情報公開審査会答申第 573 号の概要

件名	特定個人の逮捕に係る文書非公開（存否応答拒否）の件（諮問第 628 号）		
請求文書の概要	神奈川県警察本部長が、特定の指定暴力団傘下団体（以下「本件団体」という。）の組員である特定の個人（以下「本件個人」という。）の逮捕に係る文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 24 年 3 月 5 日（収受）	諾否決定年月日	平成 24 年 3 月 30 日
諾否の決定内容	存否応答拒否	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号、第 6 号及び第 8 条		
非公開理由	<p>1 本件個人が本件団体に所属しているという情報（以下「本件情報」という。）は、個人の属性に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。</p> <p>2 本件情報及び本件団体名を公開することにより、警察の暴力団の把握実態や情報収集能力等、また、捜査活動状況が判明し、暴力団が各種活動を潜在化、巧妙化するなどの防衛措置を講じることにより、犯罪の予防、犯人及び証拠の発見、証拠の収集及び保全等の捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、本件情報及び本件団体名は、条例第 5 条第 6 号に該当する。</p> <p>3 本件請求は、本件団体に所属する本件個人の逮捕に係る書面を求めているものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 5 条第 1 号及び第 6 号に規定する非公開情報を明らかにすることとなるため、条例第 8 条に該当する。</p>		
不服申立年月日	平成 24 年 5 月 28 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>1 実施機関は、条例の解釈を誤っており、問題となっている情報は公開されている。</p> <p>2 特定の新聞は、本件個人が本件団体に属する者であると報道しており、神奈川県警暴力団対策課が情報源であることは明らかである。</p> <p>3 実施機関の職員は、本件団体名を公言し、その情報が広報誌に載っている。指定暴力団の傘下団体名を公開すると、実施機関に不都合が生じるという説明は、健全な社会常識に照らせば、到底受け入れられるものではない</p>		
諮問年月日	平成 24 年 6 月 20 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書について、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（条例第 5 条第 1 号本文該当性について） 本件情報は、個人の属性に関する情報であって、特定の個人が識別される情報と認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について）</p> <p>1 当審査会において本件個人の逮捕に係る新聞報道を確認したところ、本件団体の名称の一部が 1 紙の新聞の地方版に 1 回掲載されていたが、1 紙の地方版に 1 回掲載されたにすぎない記事が存在するというのみでは、公にされているとはいえない。 また、実施機関が報道機関に提供した広報文にも本件団体名は含まれていないことから、実施機関が自ら公表したものではなく、当該報道機関の独自取材に基づく報道であり、周知性を有するとまでは認められない。 さらに、当審査会において不服申立人が示す平成 20 年 4 月 25 日発行の広報誌を確認したところ、本件団体名は掲載されていたが、本件情報は記載されていないことを確認した。</p> <p>2 以上のことを総合的に検討すると、本件情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当しないと判断する。</p> <p>（条例第 5 条第 6 号該当性について）</p> <p>1 本件団体名は、指定暴力団の傘下組織名であるが、実施機関が把握している当該団体名は、現時点において公表されていないことが認められる。</p> <p>2 不服申立人は、実施機関の職員は本件団体名を公言し、その情報が広報誌に載っている旨主張しているが、相当な期間の経過している過去の発言及びその広報誌への掲載があったとしても、そのことをもって現在もなお公表されているとは認められない。</p>		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>3 不法行為を繰り返す暴力団は、下部組織の設立や消滅等の離合集散を繰り返し、常に変動しており、また、その組織実態を隠ぺいし不法行為を行おうとする組織もあることから、本件団体名を公開すると、警察の暴力団組織に関する情報収集の状況等が判明し、暴力団組織に各種違法活動の潜在化、巧妙化等の防衛措置を講じられ、犯罪の予防、犯人及び証拠の発見、証拠の収集及び保全等の捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>4 以上のことから、本件団体名は、これを公開することにより、犯罪の予防、捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。 (条例第8条該当性について)</p> <p>本件請求は、本件団体に所属する本件個人の逮捕に係る書面を求めているものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件情報が明らかとなり、条例第5条第1号及び第6号に規定する非公開情報を公開することとなるものと認められることから、条例第8条に該当すると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 25 年 3 月 11 日 (答申第 573 号)</p>